

令和3年（ラ）第172号

四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立抗告事件

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

上申書

令和4年11月30日

広島高等裁判所第4部 御中

抗告人代理人弁護士 胡 田

敢



同弁護士 河 合 弘 之

之



ほか

抗告人らは、「相手方による基準地震動策定過程で想定されたプレート間地震の想定地震動（181ガル）が東北地方太平洋沖地震を含む地震観測記録と整合性があるものといえるか否か」また、「当該相手方の想定地震動181ガルに係る見解が支持できるか否か」に関する専門家の意見書の作成を依頼しており、令和4年12月末日目途の提出を予定している。

また、抗告人ら上申書（今後の主張立証予定について2）（令和4年6月30日付）において述べたとおり、債務者による反論及び抗告人らの準備書面9（令和4年11月30日付）における求釈明に対する相手方の回答が提出された段階で、抗告人らにおいて令和4年4月14日付争点一覧表にそれらの主張反論を補充して、遺漏なく明確かつ正しい判断を求める事項を明確にする予定であるので、併せて上申する。

以上